



※ 認定農業者：農業経営基盤強化促進基本法に基づき、自らが作成した農業経営改善計画が市町村長に認定された農業者等

- ・ 平成17年3月末現在、認定農業者数は1,192人(23市町村で認定)
- ・ 農業経営改善計画の新規認定及び再認定(当初計画提出以後5年毎の更新)の申請があるものの、離農・高齢化等により再認定を申請しない認定農業者が増えつつあるため、結果的に認定農業者数は微増傾向となっている。

農業経営改善計画早期達成のため、認定農業者に対する支援が求められており、府では制度資金であるスーパー資金の利子助成や大阪府担い手育成総合支援協議会並びに各地域担い手育成総合支援協議会の活動支援、農地利用集積の促進に向けた事業補助など、支援策の充実に努めている。

今後は、市町村、農協等関係機関・団体が一体となって支援体制の一層の充実に図り、農業経営基盤の強化に努める必要がある。

